

②令和元年度までの取り組み内容の確認

具体的な取組の柱	主な内容	目標時期	実施する機関									
			稲城市	横浜市	(鶴見区)横浜市	(港北区)横浜市	(都筑区)横浜市	川崎市	東京都	神奈川県	気象庁	関東地整
			事項									
1)ハード対策の主な取組												
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	引き続き順次実施	防災行政無線の難聴区域を解消するための情報伝達手段として、登録制メール、緊急通報メール、市ホームページ、市Twitter、Yahoo!防災速報を活用するとともに、新たな情報伝達手段として、市防災Facebookページを開設した。	防災行政無線を活用した屋外スピーカーについて、順次整備を実施している。	横浜市で、防災行政無線を活用した屋外スピーカーについて、平成31年度以降の整備実施に向けて、調整を進めている。	防災行政無線の設置を横浜市で検討していく。	防災用スピーカーの増設について引き続き検討していく。	・同報系防災行政無線の屋外受信機の増設、戸別受信機のデジタル化更新を執行中。 ・基幹系(多重系・衛星系)の防災行政無線設備等の老朽化対策工事を執行中。				
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	H32年度	新市庁舎建設時、非常用発電機を上層階に設置する。		施設の整備について 施設1階のガラス面に破損防止フィルムの整備を検討	洪水による電力喪失時でも災害対策本部を3日程度運用できる蓄電池を設置完了		市役所水庁舎の建替え事業が進行中であり、水害対策に配慮して、機械室を地下に置かず、クレーンが届く低層部に配置する予定である。				
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材の配備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	引き続き順次実施	新技術を活用した資機材等の配備について検討する。【H32】	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。 消防局において、今後、市民の避難所への誘導に関わる資機材や設備の拡充について検討していく。	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。	2年計画で全消防団員ヘラフジャケットを配備する。【H29・30】 ・水防資機材の補充を行った。	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	新技術を活用した資機材等について、試験的に配備した資材の活用状況等を確認した。	新技術を活用した資機材等の配備をしていく。 大規模水害に備えた水防資機材の拡充をしていく。	
④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	・水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	引き続き実施										危機管理型水位計を設置。
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組												
■情報伝達、避難計画等に関する取組												
①住民の避難行動、迅速な水防活動支援のための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	引き続き実施										洪水予報等の情報配信を実施。
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインを検証し見直しを実施 ・チェックリストを活用したタイムラインを作成	引き続き順次実施	タイムラインを作成しており、マイタイムラインの普及啓発を開始した。【H30~】	区において策定している。	策定済みである。	策定済みである。	策定済みである。	・関係局区へタイムラインの周知・徹底に努める。		流域自治体の作成に適宜協力する。	必要に応じて、タイムライン作成に必要な水位情報の提供を行うとともに、多摩川をモデルとしたタイムライン高度運用検討会を実施。	
③タイムラインに基づく首長、地域住民等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施 ・地域住民を含めた訓練への拡充	引き続き順次実施	今後検討していく。	引き続き、区において実施している。	訓練の実施を検討していく。	実施している。	実施している。	今後検討していく。		水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・平成30年5月に羽村市とホトウイン訓練を実施した。 ・平成31年2月に調布市と訓練を実施。	
④タイムラインの高度運用の検討	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) ・他機関連携型タイムラインの拡充	R2年度から順次実施	今後検討していく。			避難勧告等を発令する基準、区域及び伝達方法並びに開設する指定緊急避難場所について整理しマニュアル化。				京浜河川事務所および流域自治体の取組みに協力する。	京浜河川事務所及び流域自治体の取組みに協力する。	多摩川をモデルとしたタイムライン高度運用検討会を実施。
⑤想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	H28年度										公表済み
⑥ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実(洪水、土砂災害、津波等)	引き続き実施										実施済み
⑦想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定、改良、周知、活用	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	H28年度から順次実施	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定し、ホームページ等で公表しており、家屋倒壊危険ゾーンマップを作成した。	平成29年6月に想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップの策定、配布を実施した。	横浜市で洪水ハザードマップを策定、配布済み。【H29】	横浜市で洪水ハザードマップを策定、配布済み。	横浜市で洪水ハザードマップを策定、配布済み。	・改定した洪水ハザードマップの説明及び配布を行った。				
⑧近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び垂直避難や地下街の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	引き続き順次実施	東京都と連携して取り組むことを地域防災計画に定めている。	広域避難について、現在神奈川県が検討を行っているため、その結果に基づき検討を進めている。	市の検討状況により対応していく。 また、川崎区・幸区と災害時の避難所相互利用等については検討しているものの、広域避難計画は検討していない。	市の検討状況により対応していく。	神奈川県や本市の検討結果に基づいた対応をしていく。	5月に川崎アゼリアや川崎アゼリアの接続ビル等を含む地下街を所管する施設と情報伝達訓練を実施した。			平成28年度に「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」に基づいて、自治体へデータを提供した。	
⑨ダム放流情報を活用した避難体系の確立	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	R2年度から順次実施		該当なし							通知文に警戒レベル相当情報の追記等を検討	今後実施予定
⑩応急的な退避場所の確保	・応急的な退避場所の確保	R2年度から順次実施	大規模災害が発生した場合において、避難者や帰宅困難者の一時的な避難場所として施設を使用できるように、市内の民間企業と協定を締結している。	地域のニーズ等を把握しううえで、必要に応じて、避難場所の整備に向けた検討、調整を進めていく。								今後実施予定
⑪要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討および避難訓練の実施	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	引き続き実施	浸水想定区域内の要配慮者施設に対し、避難確保計画の作成を指導するとともに避難訓練等を実施した。	市において、要配慮者利用施設を対象とした避難確保計画作成のための説明会を3回実施し、また、各施設所管局において、各施設で避難確保計画を作成し、訓練を実施するよう指導している。また、各区において、各施設の計画作成の助言を実施している。	市において、要配慮者施設を対象とした避難確保計画作成のための説明会を3回実施し、各施設所管局において、各施設で避難確保計画を作成し、訓練を実施するよう指導している。また、各区において、各施設の計画作成の助言を実施している。	市において、要配慮者施設を対象とした避難確保計画作成のための説明会を3回実施し、各施設所管局において、各施設で避難確保計画を作成し、訓練を実施するよう指導している。また、各区において、各施設の計画作成の助言を実施している。	市において、要配慮者施設を対象とした避難確保計画作成のための説明会を3回実施し、各施設所管局において、各施設で避難確保計画を作成し、訓練を実施するよう指導している。また、各区において、各施設の計画作成の助言を実施している。	・災害時要配慮者施設(要配慮者利用施設)への各種説明会の場を活用して、洪水や土砂災害からの避難確保計画の作成についての説明を行った。 ・洪水浸水想定区域の災害時要配慮者施設に対して、避難確保計画作成促進を含む、決対に対する防災対策促進に向けた文書を送達し、啓発を行った。				
⑫マイ・タイムラインの取組推進	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 ・講習会の実施	R2年度から順次実施	小中学校・自主防災組織を対象に、マイ・タイムラインの作成要領の紹介などを行う防災講話を実施し、普及啓発を図った。	地域防災の担い手に対して、マイ・タイムラインの作成指導研修を実施する。		住民向けの出席講座を定期的に開催し、マイ・タイムラインについて説明している。						調布市でマイ・タイムライン講習会を実施した。
⑬日常時から水防意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを掲載して表示する「まるとまらちハザードマップ」の検討	・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	引き続き順次実施	電柱設置型浸水深表示板を整備するため、浸水被害地区自治会等と合同でまち歩きしながら現地調査を実施した。【H30~】 また、「災害・避難カード」は一部の地区で作成したため、今後は他の地区でも作成を検討している。【H29~】	引き続き、各区役所対応	公共施設や電柱を中心に水害の浸水深表示(表示)を設置している。「まるとまらちハザードマップ」の更新を実施する。	区内の指定緊急避難所(地域防災拠点)に指定されている小中学校28地点に、災害時避難場所として案内する看板の設置を完了した。今後、風水害時避難場所としての案内看板の設置を検討していく。	看板の設置について引き続き検討していく。	避難所案内の表示方法等を決定し、浸水想定に併せて指定緊急避難場所の再指定を行った地域から今後3ヶ年かけて板面の張替を行う。				平成29年7月に実施済み。
⑭気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性がある」の情報提供	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の可能性がある」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度										

②令和元年度までの取り組み内容の確認

具体的な取組の柱	主な内容	目標時期	実施する機関									
			稲城市	横浜市	(鶴見区)横浜市	(港北区)横浜市	(都筑区)横浜市	川崎市	東京都	神奈川県	気象庁	関東地整
			事項									
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■防災教育や防災知識の普及												
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	引き続き実施	消防本部防災課が窓口となり、随時対応する。	引き続き、各区役所及び危機管理室等に対応	鶴見区役所総務課にて対応している。	港北区役所総務課にて対応している。	都筑区役所総務課にて対応している。	・説明会資料に危機管理室や河川課、宅地企画指導課の窓口を明示するとともに、市民からの問い合わせについては、随時対応している。			自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説を行い、平常時から問い合わせに応じる。	問い合わせ窓口を設置している。
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会を開催	H28年度から順次実施	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会等を実施している。	各区で実施している。	京浜河川事務所と協力し河川流域地域に対し、鶴見川防災情報講座(全3回)を実施した。7月以降、鶴見川流域地域の町内会役員に洪水ハザードマップを配布し、マップの見方や早期避難、情報収集方法について説明	水防災意識の向上を図るため、浸水リスクのある住民に対し説明会を実施した【2地域】	鶴見川水系水害に関する連絡会(河川流域の自治会町内会長、道台町内会長等と区役所)を開催する。	・災害時要援護者施設(要配慮者利用施設)への各種説明会の場を活用して、避難確保計画の作成や訓練の実施についての説明を行った。	川崎市が開催する、要配慮者利用施設管理者に対する、水害・土砂災害への備えに関する説明会に協力をした。 ・自主防災組織(サー)等研修の中で映像や演習を通じて実施した。 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施した。	要配慮者利用施設管理者向けの説明会にて、防災気象情報の解説を行い利活用促進を図った(茅ヶ崎市)。	市町の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会を積極的に進めている。	
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	引き続き順次実施	今後も、教員を対象とした講習会の実施を検討する。【H32】	各区で実施している。	小学校、中学校校長会において、啓発講座を実施	実施していく。	学校からの要望を受けて対応する。	・今後検討する。		幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭等、教育委員会関係者を対象に「土砂災害や大雨に対する避難行動等」について研修講座を実施した。 (注)県域で1回実施	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の要請により、講習会等を積極的に進めている。
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水災害教育の取組の実施	引き続き順次実施	教員が総合的な学習の時間に防災全般について指導する。	各区で実施している。	実施している。	実施していく。	学校からの要望を受けて対応する。	・今後検討する。	水害を含めた自然災害への対策等を学べる「防災ノート～災害と安全～」を都内小中学校の児童・生徒に配布し、防災教育を推進した。	小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発した。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	モデル校と協力し、水防災教育の資料作成を進めている。 川崎市:東小田小学校 世田谷区:祐南小学校 日野市:平山小学校
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及や啓発活動等の支援を実施	引き続き実施	防災講話などの機会において、風水害対策や避難行動等に関する普及啓発を実施している。	各区で実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	・引き続き、出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及や啓発活動等の支援を実施した。	東京防災学習セミナーにおいて、都内の団体に防災専門家を派遣し、講義や意見交換を行った。	関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及や啓発活動を支援していく。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会を実施している。
⑥地域防災力の向上のための人材育成	・市町村の取り組みを支援する専門家リストを作成 ・専門家の派遣	R2年度から順次実施		水害を含む、災害時の自動・共助を推進する地域防災の担い手を育成							京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	今後実施予定
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組												
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確保と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	引き続き実施	連絡体制については、災害情報メールや消防団詰所へFAXの自動送信、電話連絡により実災害で運用している。	引き続き、消防署と連携した地区本部運営訓練を実施し、デジタル簡易無線機、普及無線機等を活用した情報伝達訓練や連絡網による連絡体制の確保を実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防団が水防団を兼務しているため、消防団長が消防署長と協議の上、消防団長の指示により消防団員へ連絡する体制を取っている。				
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	引き続き実施	消防団本部との連絡体制として、消防団デジタル無線機・MCA無線機・トランシーバーを配備し、実災害で活用している。	引き続き、連絡網、メーリングリストを作成し、災害情報や災害対策配備体制の情報を共有している。	消防団で実施している。	消防団で実施している。	消防団で実施している。	消防団が水防団を兼務しているため、消防団長が消防署長と協議の上、消防団長の指示により消防団員へ連絡する体制を取っている。				
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	・水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	引き続き実施	京浜河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。(消防署、消防団、自治会等)	引き続き、京浜河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。	京浜河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。(区役所、土木事務所、消防署、消防団、自治会、町内会等)	京浜河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。(区役所、土木事務所、消防署、消防団、自治会、町内会等)	京浜河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	引き続き、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加した。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加した。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加した。	出水前に重要水防箇所等の共同点検を実施した。
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	引き続き実施	本年度の地域防災訓練においては、関係機関と相互に連携し、災害医療に特化した訓練を実施した。	引き続き、各区で実施している。	平成30年度は、相模川での訓練のため不参加	実施している。	鶴見川、早瀬川を対象として隔年で訓練を実施している。平成30年度は、鶴見川(池辺町の一部)で実施した。	関係機関が実施する訓練に必要に応じて参加する。	水防管理団体を対象とした水防講習会を開催予定。	関係機関が実施する訓練に必要に応じて協力する。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	令和元年度に多摩川において水防訓練を実施したほか、水防管理団体が行う訓練に参加した。
⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	引き続き実施	消防団員の募集を随時実施している。	引き続き、各消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	各区のイベント等で広く募集している。				
⑥重要施設(市町村庁舎・災害拠点病院・危険物取扱工場等)管理者への情報伝達の充実	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ・早期復興を支援する事前の準備	R2年度から順次実施	防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、関係機関等への情報伝達の充実を図っている。									今後実施予定
2)ソフト対策の主な取組 (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組												
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組												
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	H28年度から順次実施	排水ポンプ車出動要請のための連絡体制等について京浜河川事務所と調整している。【H29～】	排水ポンプ車の一時集結場所や連絡体制等について検討していく。	排水ポンプ車の一時集結場所や連絡体制等について検討していく。	排水ポンプ車の一時集結場所や連絡体制等について検討していく。	排水ポンプ車の一時集結場所や連絡体制等について検討していく。	樋門の操作訓練を実施した。	氾濫時に配備可能な排水ポンプ車について確認し、引き続き排水計画の策定に協力していく。			引き続き、大規模水害時における排水計画(案)を検討していく。
②排水訓練の実施	・排水訓練の実施	引き続き順次実施	排水訓練の実施について検討していく。【H29～】	排水訓練の実施について検討していく。	排水訓練の実施について検討していく。	排水訓練の実施について検討していく。	排水訓練の実施について検討していく。	排水訓練の実施について検討していく。	定期的な設備の試験運転(機器の動作確認)を行った。			令和元年度に自治体職員向けの排水ポンプ車操作訓練を実施。
③浸水被害軽減地区の指定	・洪水浸水想定区域内(隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない)で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる橋中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定	R2年度から順次実施		該当なし。								
自由回答欄												
「大規模氾濫に関する減災対策」の取り組みを踏まえ、地域防災計画に追加する予定の項目・内容												